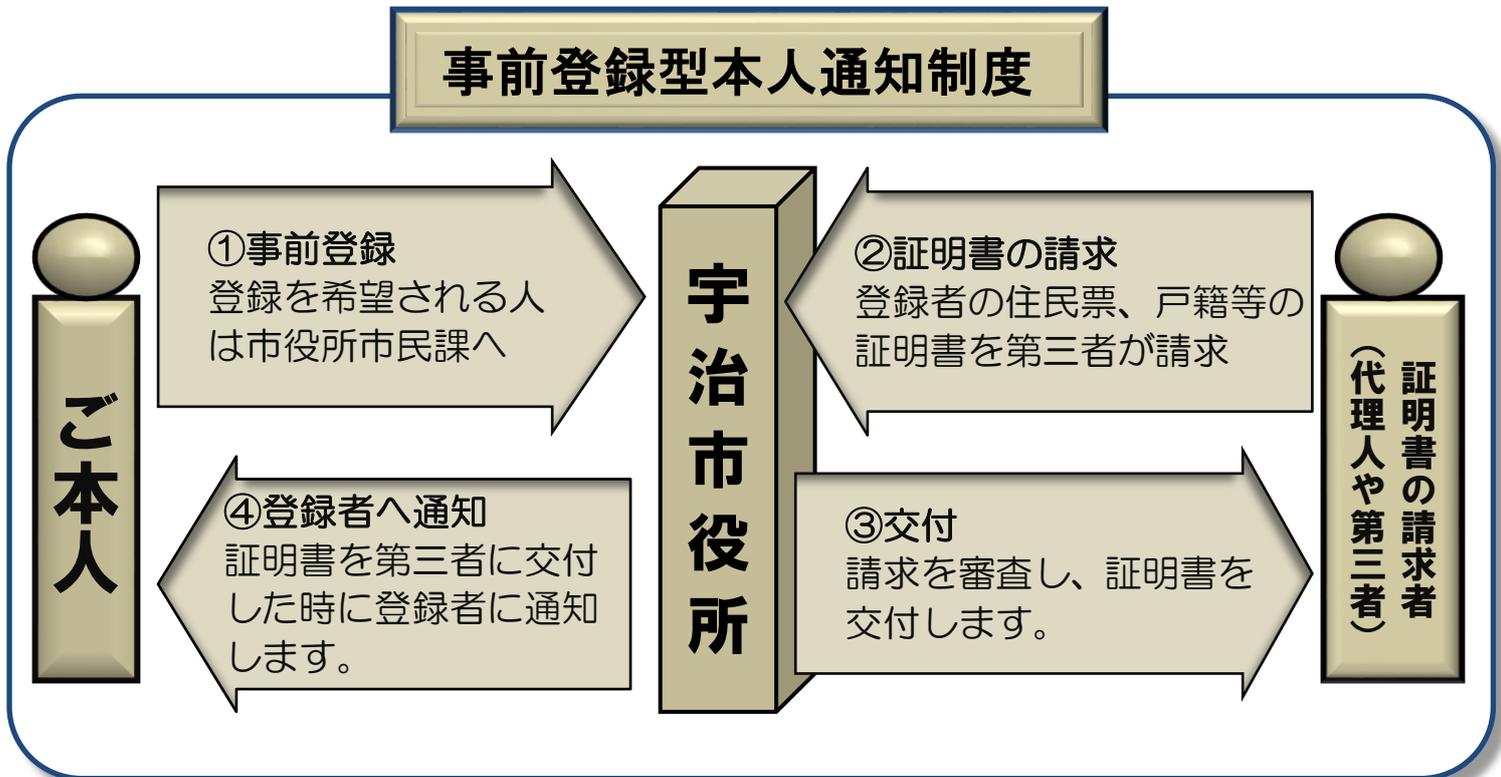


戸籍・住民票等の 「本人通知制度」 のお知らせ

住民票などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを抑止・防止するため、宇治市では、代理人や第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に、その事実を通知する『事前登録型本人通知制度』の登録受付をしています。

事前登録型本人通知制度



「事前登録型本人通知制度」の
受付窓口および郵送申請の送付先
宇治市役所 市民課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地

Tel 0774-22-3141 (代表) 内線2208

「事前登録型本人通知制度」

◎登録できる人（いずれかまたは両方に該当する人）

- ①宇治市の住民基本台帳に記録されている人
または記録されていた人
- ②宇治市の戸籍や除籍に記録・記載されている人
または記録・記載されていた人

◎窓口で登録手続きできる人

- ①ご本人、②法定代理人（親権者、成年後見人）、③任意の代理人

◎申請に必要なもの（申請は市民課窓口または郵送にて受付）

- ①申請書（市民課窓口でお渡しします。HPからもダウンロードできます）
- ②申請者（窓口で登録手続きする人）の本人確認書類（窓口で提示してください。
郵送の場合は写しを添付）
写真付の官公庁発行の有効期限内の証明書を1点（運転免許証、パスポート、
個人番号カード、身体障害者手帳等）
○上記をお持ちでない人は、健康保険証、年金手帳、年金証書等2点

※法定代理人の場合

- 親権者の場合は、関係がわかる戸籍が必要
（本籍地が宇治市の人及び同一世帯の場合は不要）
- 成年後見人の場合は後見人の確認ができる証明書が必要

※任意の代理人の場合は委任状が必要ですが、同一世帯または同一戸籍の人の登録を代理する場合は、ご本人が申請書の署名欄に自署すれば委任状が不要になります。

◎本人通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し（除票を含む）、②住民票記載事項証明書
- ③戸籍の全部・個人・一部事項証明書（除籍・改製原戸籍を含む）
- ④戸籍の附票（消除されたものを含む）

◎国や地方自治体による請求、特定事務受任者（弁護士など）の一部の業務による請求など通知しないものもあります。詳しくは窓口でお尋ねください。

◎登録の有効期間は無期限です。